

—虐待防止 & 前向き子育ての支援—  
**子どもの権利と体罰によらない子育て**  
～横浜市こども虐待防止市民サポーター講座～

児童虐待防止全国ネットワーク 理事  
子育てアドバイザー/キャリアコンサルタント  
資格/保育士・幼稚園教諭、心理学検定1級  
こうそときこ

# 高祖 常子 こうそときこ

- NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事 (オレンジリボン)
- NPO法人タイガーマスク基金 理事
- こどもすこやかサポートネット 副代表
- NPO法人ファザーリング・ジャパン 理事  
マザーリングプロジェクト リーダー
- にっぽん子育て応援団 運営委員
- 足立区男女共同参画推進委員副委員長 (2020年度)
- 足立区子ども支援専門部会特別部会員
- 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」構成員 (2021年度)
- 内閣官房子ども家庭庁設立準備室「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者懇談会」委員 (2022年度)
- **こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ち部会」委員 (2023年度)**
- **Yahoo!ニュース エキスパート コメンテーター**
- **子どもアドボケイト (NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO)**
- インターネットサイト「こそだて」編集長/育児情報誌「miku」元編集長
- 保育園・幼稚園教諭資格、心理学検定1級
- キャリアコンサルタント(国家資格)
- 認定子育てアドバイザー  
(NPO法人日本子育てアドバイザー協会)
- ファミリーサポート提供会員など

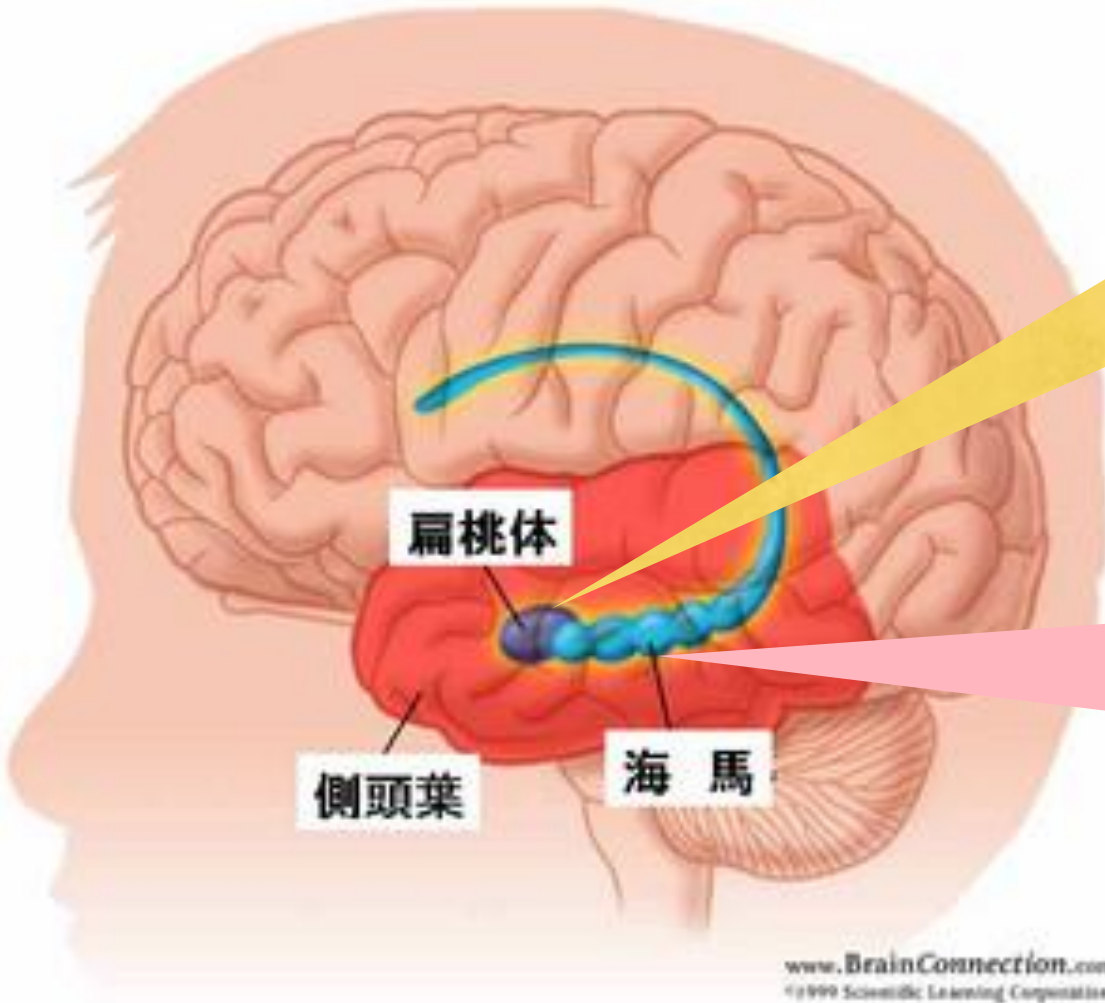
こそだて：<http://www.kosodate.co.jp/>

こそだてFB：<http://www.facebook.com/kosodate>



24時間以内にあったいいことを  
考えてみましょう。

# ワクワクすると記憶力がよくなる



ワクワクすると  
扁桃体が反応  
(感情記憶)

海馬(短期記憶)が  
活性し、記憶の引  
き出しが円滑に

# 本日の流れ

- こども家庭庁 & 子ども基本法、体罰禁止について
- 子育ての現状とパパ育児、子どもの権利
- 子ども虐待について
- 子ども虐待防止のポイント
- 親支援のポイント

2018年3月

# 目黒区で虐待によって命を落とした 5歳の結愛ちゃんのメッセージ

ママとパパにいわれなくっても しっかりとじぶんから  
もっともっときょうよいか あしたはできるようにするから  
もうおねがい ゆるして ゆるしてください  
おねがいします

ほんとうにおなじことはしません ゆるして  
きのうぜんぜんできてなかったこと  
これまでまいにち やってきたことをなおす

これまでどんだけあほみたいにあそんだか  
あそぶってあほみたいだから やめるから  
もうぜったいぜったいやらないからね  
ぜったいやくそくします

2019年1月

# 千葉県野田市で虐待によって命を落とした10歳の心愛ちゃんのアンケート

6 そのほかの なやみや そうだんしたいことが あつたら、なんでも かいて ください。

5372

お父さんにぼう力を受けています。  
夜中に起こされたり、起きているときにけられたり  
たたかれたりしています。  
先生、どうにかできませんか。

お母さんか...  
せしめ してる

高木さんへ  
100 (こいし)

# 親のコメントはいつも「しつけ」

<2019年1月>

<2018年3月>



千葉・野田市 小4女兒死亡

みあ  
栗原心愛さん



去年  
目黒区 5歳女兒死亡

ゆあ  
船戸結愛ちゃん



栗原勇一郎容疑者



船戸雄大被告

朝10時から  
**しつけ**として  
休まず立たせていた

**しつけ**と称して  
平手で殴った  
こともある

「しつけ」のための暴力が子どもの命を奪っている<sup>8</sup>



虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます!

2万人の賛同者

キャンペーンページ ▾

# 虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます!



🚩 **キャンペーン成功!**

23,388人の賛同者により、成功へ導かれました!



虐待死をなくしたい! 子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます...

**Facebookでシェア**

Facebookメッセージを送る

友達にEメールを送信

**2019年2月3日スタート  
10日で2万人の署名が  
集まった!**



**画像プログラム**

あなたのキャンペーンをより多くの人々に届けるために複数の画像をテストしています。 [テストの状況を確認する](#)

# 超党派「児童虐待から子どもを守る議員の会」に署名を手交（2019年2月12日）



内閣府、厚生労働省、文部科学省、法務省、自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」、公明党などに2万人以上の署名手交

# “親の体罰禁止”明記へ

時事通信20190619



日テレニュース20190227



2019年6月19日可決成立！  
2020年4月1日施行

# + 「体罰等の禁止」 ガイドライン

- 「すべての人」「体罰等」「暴言も含む」
- 「どんなに軽いものでも」と明記
- 親を追い詰めるのではなく、社会全体で子育てしていこうという意思表示

法律の施行を踏まえ、**子どもの権利が守られる**体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかななくてはなりません。

「体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に～」より

# 日本も世界で59カ国目の「体罰全面禁止国」承認！（2020年2月20日）

※体罰禁止の法制化および、ガイドライン策定により



# こども家庭庁設置法案 & こども基本法2022年6月15日可決成立！

こども家庭庁、来年4月始動へ こどもの権利を守る基本法も成立



6/15(水) 13:24 配信

朝日新聞  
DIGITAL



参院本会議で、こども家庭庁設置法が賛成多数で可決成立した=2022年6月15日午後1時15分、国会内、上田幸一撮影

朝日新聞20220615

2022年6月10日  
「こども基本法の成立を求めるプロジェクト」  
記者会見



# こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

## 趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

### 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

### 3. こども家庭庁の所掌事務

#### (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・こどもの保育及び養護
- ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・こどもの保健の向上
- ・こどもの虐待の防止
- ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- ・こども大綱の策定及び推進

等

#### (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

### 4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

### 5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

### 6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

# こども家庭庁法案【趣旨】

年齢の上限を  
定めていない

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が**自立した個人として**ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮**することを基本とし、



こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

# こども基本法の概要

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定  
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

## 基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
  - ① 大綱の案を作成
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# こども基本法

## -基本理念の抜粋-

「全てのこどもについて」←条文の冒頭

- 個人として尊重されること
- 差別的取り扱いを受けることがないようにすること
- 年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会が保証されること
- 多様な社会的活動に参画する機会が保証
- 意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

## こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「内閣府特命担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、長官官房、成育局、支援局という3つの部門があります。



### 長官官房

#### 全体の取りまとめ

- ① こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
- ② 地方自治体や民間の団体との協力 etc

### 成育局

#### すべてのこどもの育ちをサポート

- ① 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- ② 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
- ③ 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
- ④ こどもの安全(性的被害や事故の防止) etc

### 支援局

#### 特に支援が必要なこどもをサポート

- ① こどもの虐待防止やヤングケアラー(家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども)などの支援
- ② 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
- ③ こどもの貧困やひとり親家庭の支援
- ④ 障害のあるこどもの支援 etc

# こども家庭庁 について



か てい ちよう  
こども家庭庁  
れい わ ねん がつ  
令和5年4月

子ども向けルビ付き資料

# 全市区町村に「こども家庭センター」 設置2024年4月

## ◆「こども家庭センター」のイメージ



こども家庭センターを「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」機関と位置づけた。23年4月に内閣府の外局として創設される「こども家庭庁」が所管する。

政府は、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を全国の市区町村に設置するため、関連法案を改正する方針

読売新聞20220221

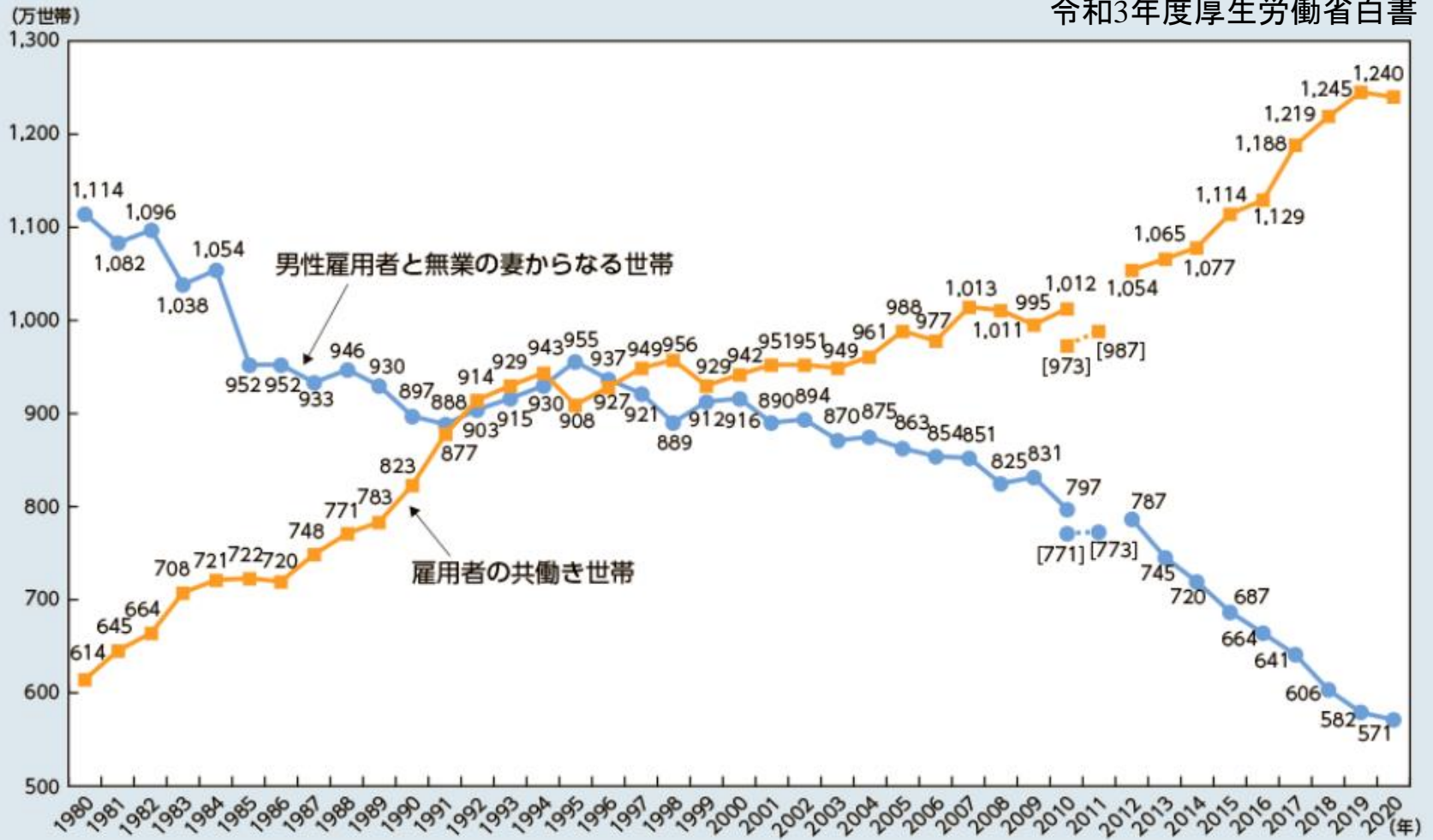
# 本日の流れ

- こども家庭庁 & 子ども基本法、体罰禁止について
- 子育ての現状とパパ育児、子どもの権利
- 子ども虐待について
- 子ども虐待防止のポイント
- 親支援のポイント

図表 1-1-3

## 共働き等世帯数の年次推移

令和3年度厚生労働省白書



資料：1980～2001年は総務省統計局「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」

- (注) 1. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯。
2. 「雇い手の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 2010年及び2011年の[ ]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
4. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。



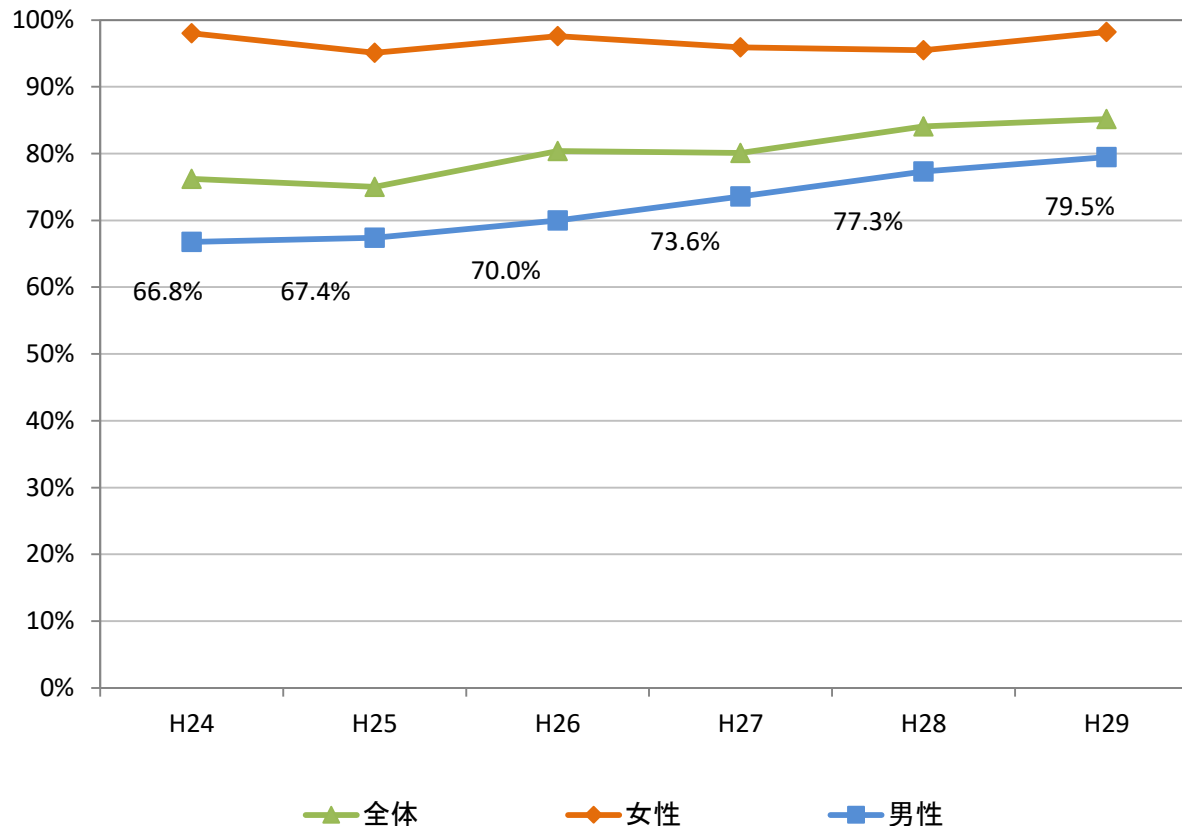
# パパ育児のいい効果

- 父親と多くの時間を過ごした女の子は成人になってからの**精神状態が良好**
- 父親からの愛情を多く受けて育った子どもは成人後の**自尊心が高く、人生に対する満足感も高い**
- 父親の子育て参加の頻度が高いほど成人後の子どもの**教育・経済的な業績は高く、反対に、非行は少ない**
- 父親とたくさん遊んだ子どもは**情緒性、社会性、自発性独立意識が高い**。育児をする父親を持つ3歳児は情緒的・社会的発達が良い
- 父親とかかわりが多い幼児は**友人ネットワークが広い**

# 育休取得の希望

男性新入社員の**約8割**が育休取得を希望しているというデータもある

## 育児休業の取得意向



# 男性育休取得の現状

17. 13 ← → 80. 2

13. 97 ← → 85. 1

12. 65 ← → 81. 6

7. 48 ← → 83. 0

厚生労働省雇用均等基本調査2019、2020、2021、2022年度

産後、夫婦一緒に  
子育てをスタートすることができていない

育児休業取得を希望しているが、取得できない！ ➡ 希望と現実が乖離！！

政府目標：2025年度に50%、2030年度に85%に引き上げる

# どうしたら育休取得できるのか？

<育休をもっとも取得しやすい条件・環境は？>

1位 「育休はいつ取るの？」と上司が必ず声をかけ、環境を整えてくれる。29.3%

2位 「育休はいつ取るの？」と人事部が必ず声をかけ、環境を整えてくれる。14.6%

3位 日本の男性全員が、希望の日数の育休を「父親時間」として取ることになっている。14.1%

→ボスの意識改革が必要！

# 育休法が3回に分けて改正

令和4年(2022年)  
4月1日施行

- ①個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置の義務化
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年(2022年)  
10月1日施行

- ③<sup>しゅっしょう</sup>出生時育児休業(通称「産後パパ育休」)の創設
- ④育児休業の分割取得

令和5年(2023年)  
4月1日施行

- ⑤育児休業取得状況の公表の義務化

# 育休とは別に「産後パパ育休」が新設

	産後パパ育休 (R4.10.1 ~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1 ~)
対象期間 取得可能日数	子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能	原則子が 1 歳 (最長 2 歳) まで
申出期限	原則休業の 2 週間前まで	原則 1 か月前まで
分割取得	分割して 2 回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して 2 回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業 することが可能	原則就業不可
1 歳以降の延長		育休開始日を柔軟化
1 歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り再取得可能

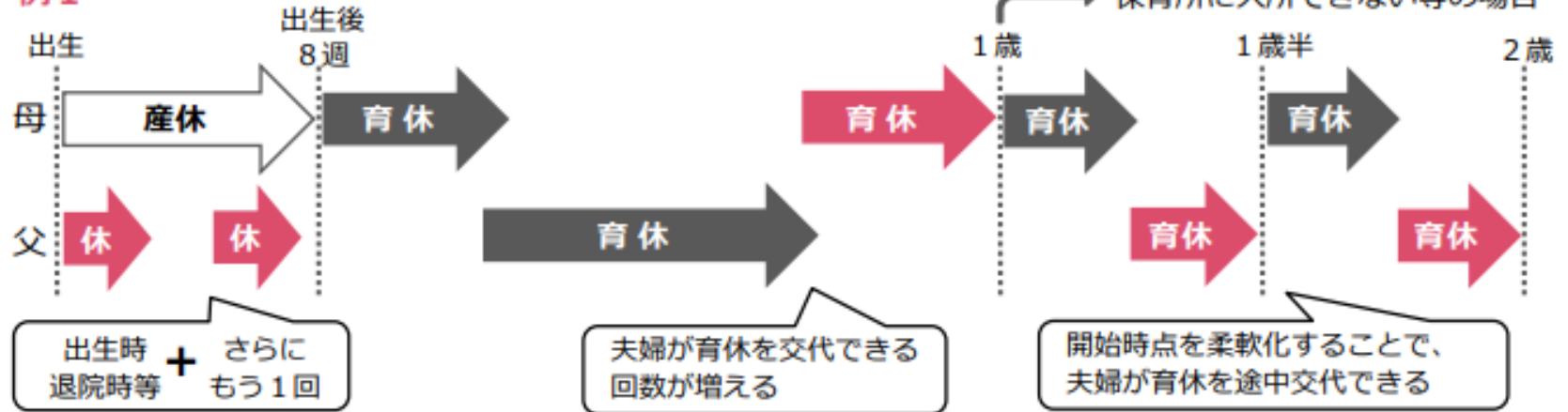
厚生労働省「育児・介護休業法改正のポイント」より

# 産後パパ育休が新設！

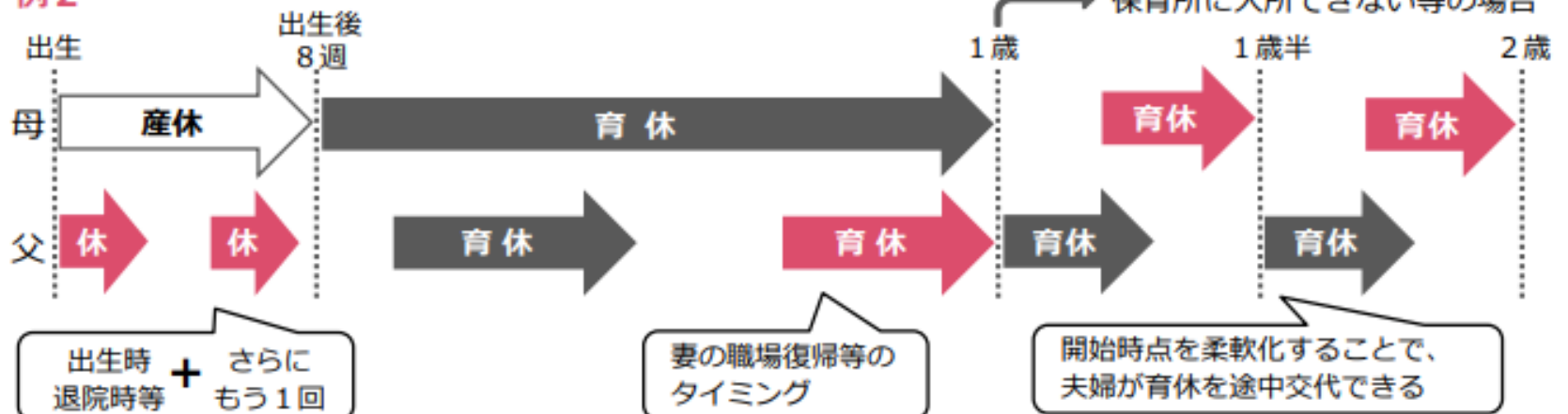
令和4年10月1日～

ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです

## 例1



## 例2



産後パパ育休  
→分割して2回取得可能

育児休業  
→夫婦ともに分割して2回取得可能

1歳以降の育児休業  
→途中交代可能

# 特別なサポートが必要な家族

- 子ども虐待 ・DV
- 子どもが障がい児（発達障がい、身体障がい……）
- きょうだいに障がい児がいる
- 医療的ケア児（在宅2万180人／令和3年厚生労働省）
- アトピー、アレルギーなど重症疾患
- ダブルケア（子育てと介護の同時進行）
- ヤングケアラー
- 貧困 ・親がうつなどの精神疾患を抱えている
- 一人親 ・多胎児
- 外国籍（親の一方または両方）
- ステップファミリー（子連れ再婚など血縁のない親子・きょうだい）
- 親との確執（サポートが受けられない、受けたくない） など

**養育者がストレスを抱えると、子どもがストレスのはけ口に**



# 産後1年までに自殺した妊産婦は 全国で少なくとも102人(2年間)

2015-2016年の2年間(厚生労働省研究班が発表)

■産後1年までに死亡した妊産婦の主な死因と人数	自殺	102
	がん	75
	心疾患	28
	脳神経疾患	24
	出血	23
	羊水塞栓(そくせん)	13
	妊娠高血圧症候群	11

〔厚生労働省研究班の資料をもとに作製〕

# 「子どもの権利条約」

## 4つの柱

### 1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないこと。  
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。  
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。  
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

### 4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

1989年の国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。(ユニセフHPより)

# 「子どもの権利条約」4つの原則



## ＜差別の禁止＞（差別のないこと）

- すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



## ＜子どもの最善の利益＞（子どもにとって最もよいこと）

- 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

# 「子どもの権利条約」4つの原則

6



生きる権利・  
育つ権利

**＜生命、生存及び発達に対する権利＞**（命を守られ成長できること）

- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

12



意見を表す権利

**＜子どもの意見の尊重＞**（意見を表明し参加できること）

- 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

# 「子どもの権利条約」4つの原則

- 条約の基本的な考え方は、4つの原則で表されます。
- それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。
- 4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

# 本日の流れ

- こども家庭庁 & 子ども基本法、体罰禁止について
- 子育ての現状とパパ育児、子どもの権利
- 子ども虐待について
- 子ども虐待防止のポイント
- 親支援のポイント

しつけとは？

# 「子ども虐待」とは？

しつけと虐待は違います。  
子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。

保護者が子どものためだと考えていても、  
過剰な教育や厳しいしつけによって、  
子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、  
あくまで子どもの側に立って判断し、  
虐待と捉えるべきでしょう。



# 児童相談所における虐待相談対応件数とその推移

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は  
219,170件(速報値)で、過去最多。

※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

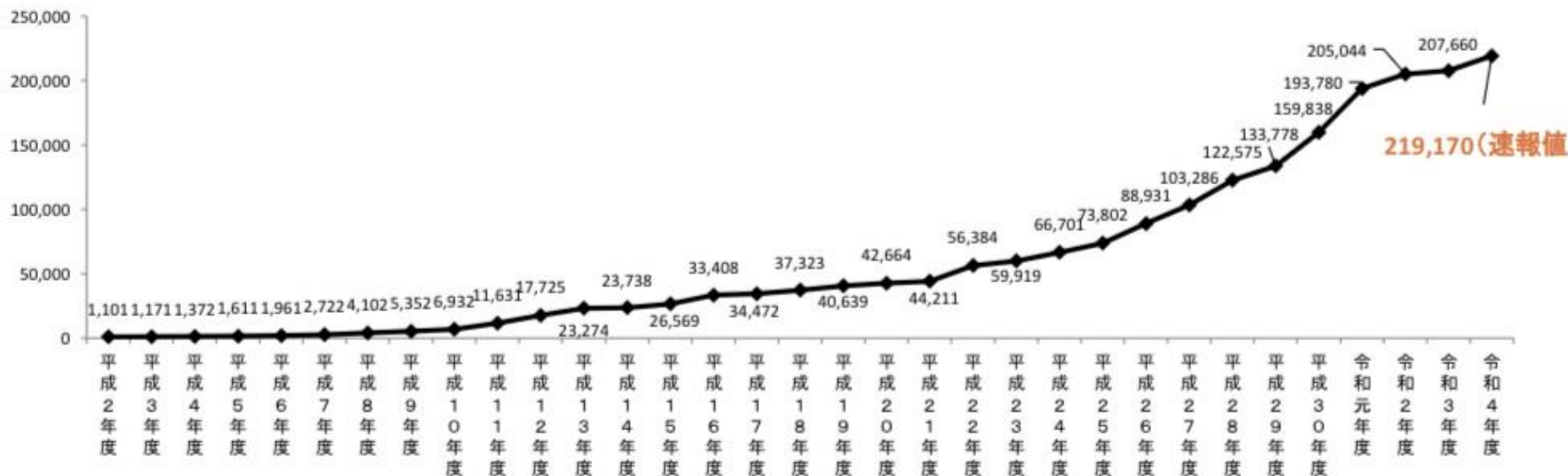
※ 相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))
- ・警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))

〈令和3年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り〉

- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

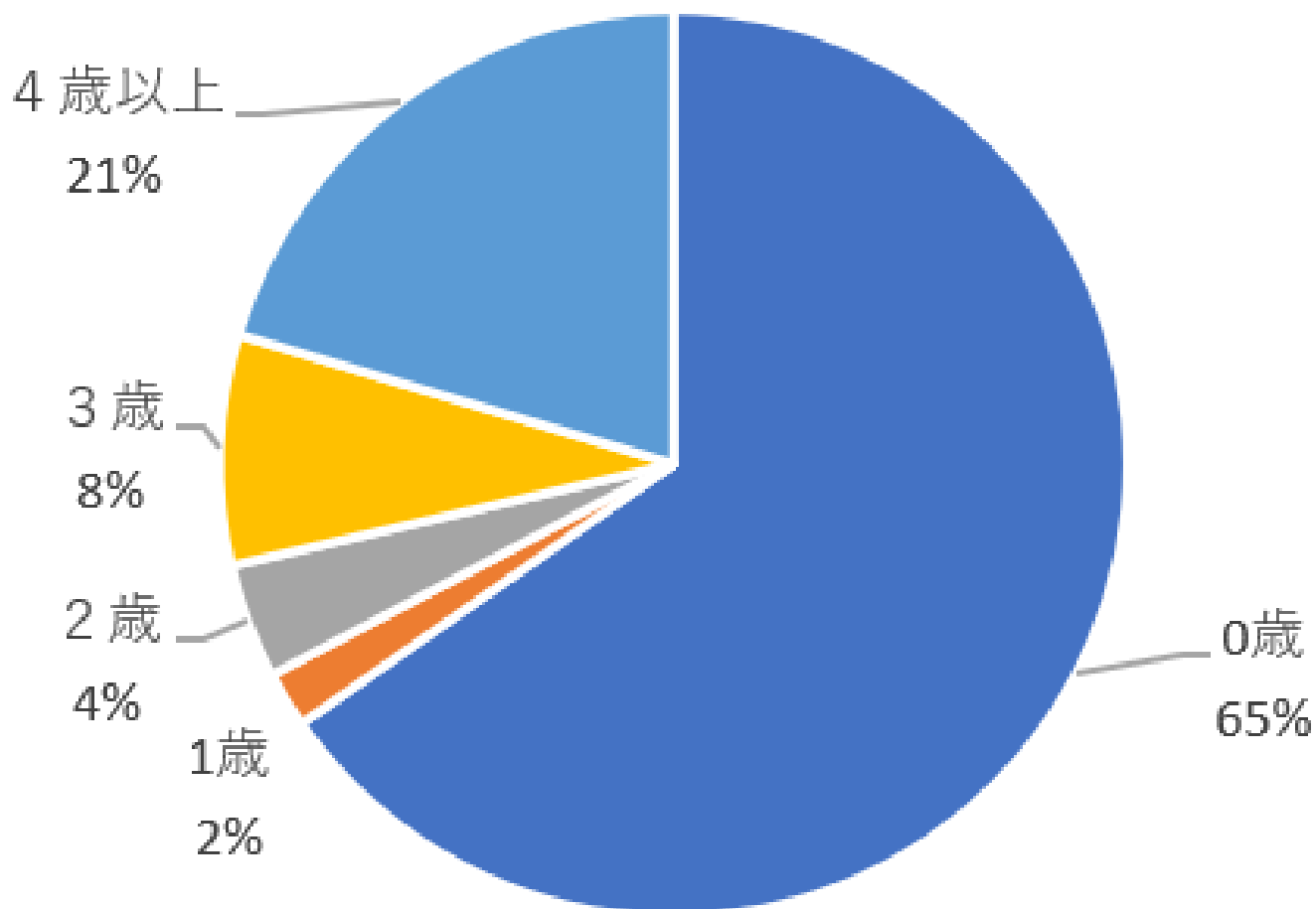
# 子どもの虐待死者数

- 厚生労働省の集計では、虐待を受けて死亡した子ども(18歳未満)は、2016年度(第13次報告)84人、2017年度(第14次報告)77人、2018年度(第15次報告)65人、2019年度(第16次報告)73人、2020年度(第17次報告)78人、2021年度(第18次報告)77人、2022年度(第19次報告こども家庭庁)74人
- 日本小児科学会は、虐待で死亡した可能性のある15歳未満の子供が全国で年間約350人に上るとの推計を初めてまとめた(2016年日本経済新聞)

虐待による死亡事例の約8割が「3歳以下」

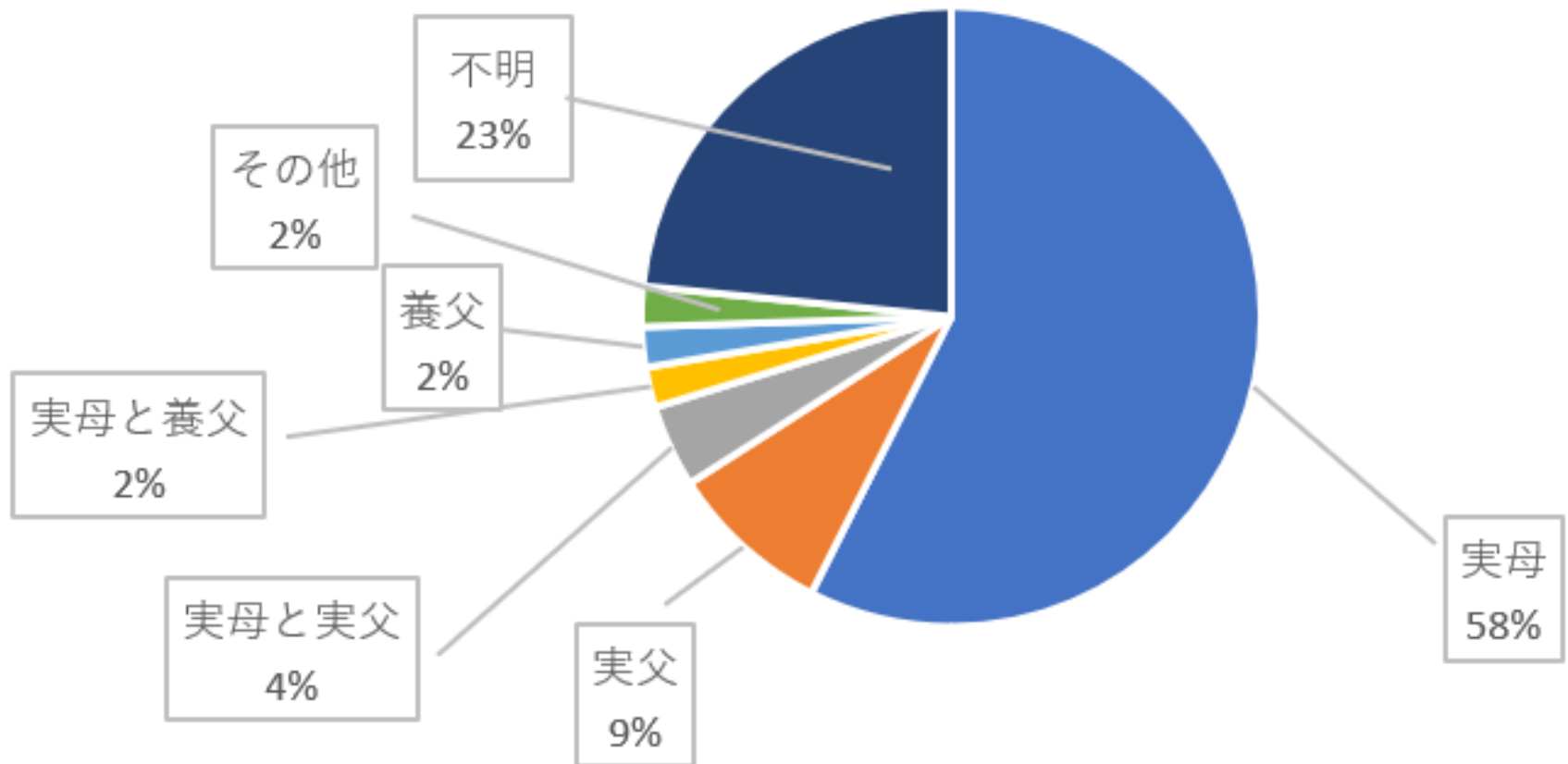
0日死は0歳の約2割

18次（2021年度）虐待死年齢（心中以外）



# 子ども虐待の加害者の約6割は母親 実父は1割

第18次（2021年度）虐待死加害者（心中以外）



# 子ども虐待を引き起こす要因



＜一番多いのは、以下の2つ＞

泣きやまない  
しつけのため



「叩く」 ↓ 「体罰」

虐待死の最初にしつけのための体罰がある

# 児童虐待の定義

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

**身体的虐待**: 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

**性的虐待**: 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

**ネグレクト**: 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

**心理的虐待**: 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

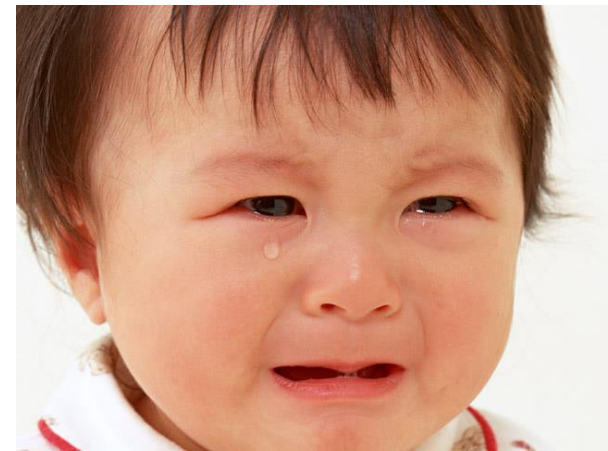
※平成25年8月23日付、改正「子ども虐待対応の手引き」が公表され、子どもを「叩く」行為が、子どもへの身体的虐待にあたりと明記されました。<sub>46</sub>

# 気づいて！「子ども虐待」のサイン



ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。サインが見られたら、様子を確認し、児童相談所などへの通報をお願いします。

- 不自然な傷や打撲の後
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 落ち着きがなく、乱暴になる
- 夜遅くまで1人で遊んでいる
- 1時間以上泣き続ける、1週間以上毎日泣くなど心配な様子がある
- 「痛い」「やめて」という声が聞こえる
- 親を避けようとする





# 子ども虐待を引き起こす要因

虐待の背景は複雑で、親や養育者が抱える事情がいくつも重なって起こります。

- 育児に不安がある
- 夫が育児に協力してくれない
- 夫婦の中がよくない
- 経済的に苦しい
- 夫が定職についていない
- 孤立した子育て、相談相手がいない
- 親が自分の親との葛藤を抱えている
- 成長がゆっくり、障がいを持っている子ども
- 産後うつ病
- アルコール依存症



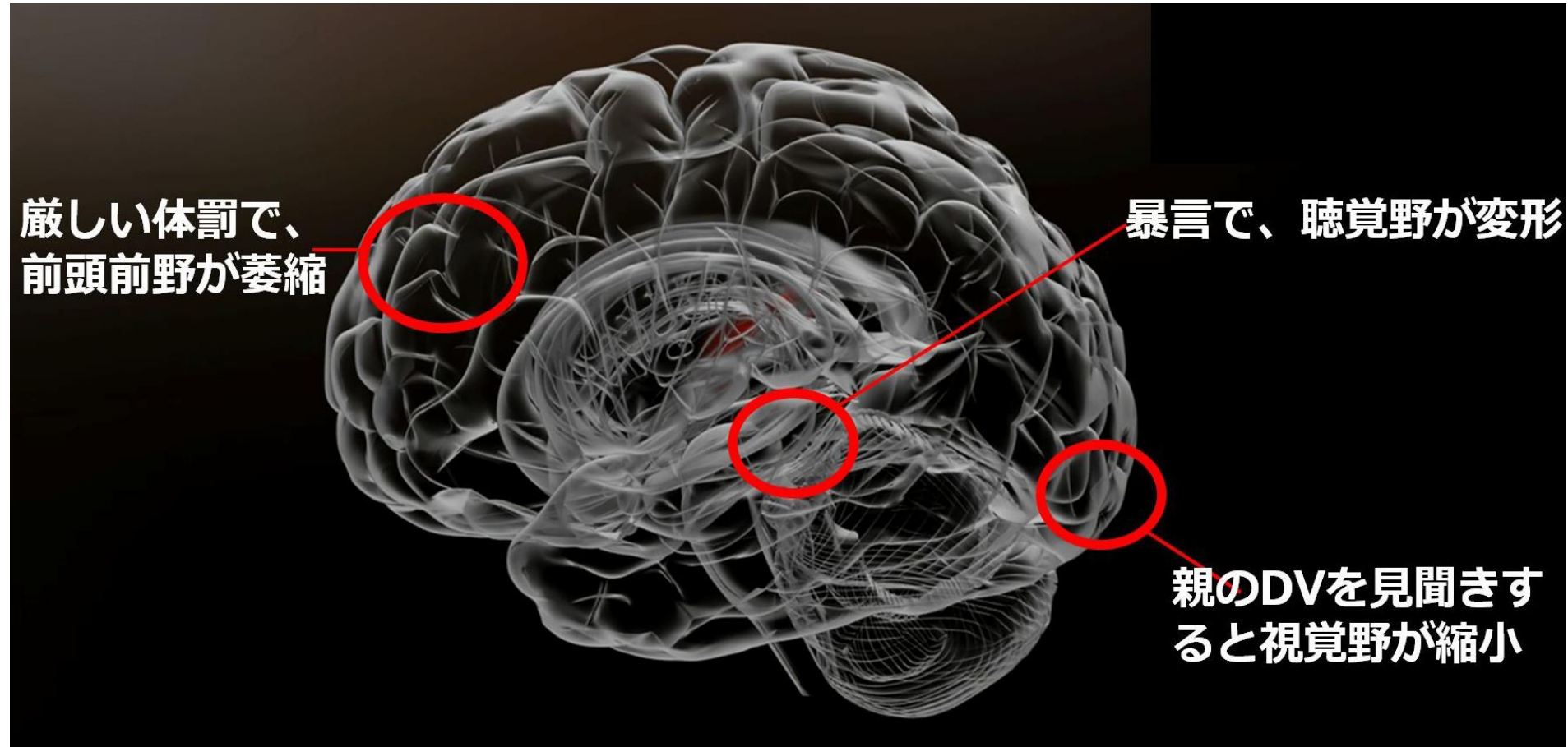
# 以下の状況になったとき、あなたは？

- 自分が叩かれたとき
- 知らない人が叩かれているのを見たとき
- 大好きな人(パートナー、恋人、親友)が、他の人から叩かれているのを見たとき
- 自分の3倍の大きさの巨人が、自分の3倍の手で叩いてきたとき

なぜ叩いたり怒鳴ったりは  
いけないのか

- 恐怖や不安による支配
- 問題の解決方法を教えていない
- 子どもに暴力の使用を教える
- 取り返しのつかない事故になることも

# 辛い体験記憶により傷つく脳

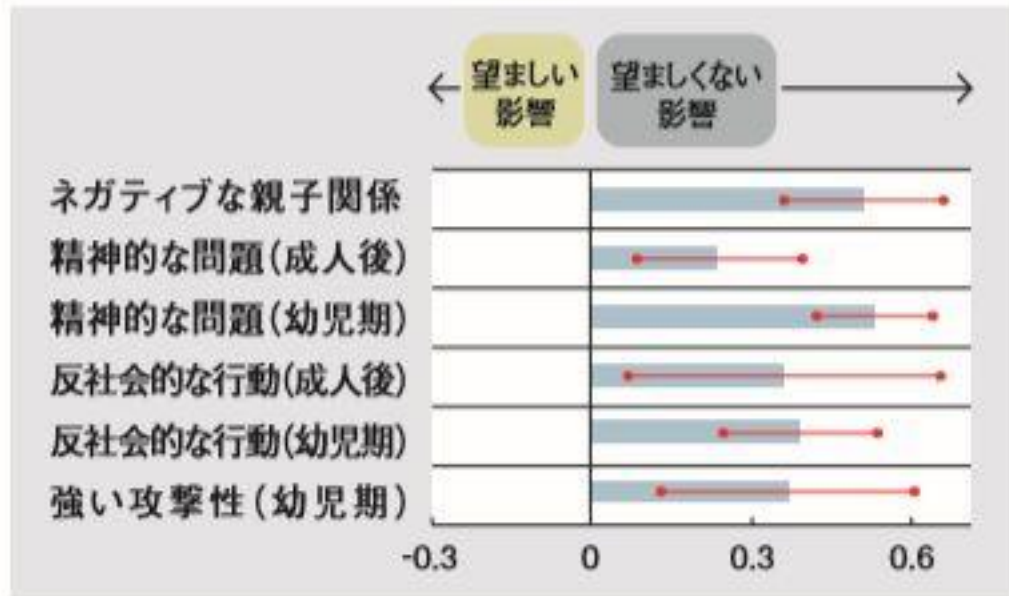


子ども虐待 = 子育て困難

## 体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人分の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、親による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

### ● 「親による体罰」の影響



- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

(Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016)

出典のデータを用いてグラフを作成

「愛の鞭ゼロ作戦」リーフレットより

# 本日の流れ

- こども家庭庁 & 子ども基本法、体罰禁止について
- 子育ての現状と子どもの権利について
- 子ども虐待について
- 子ども虐待防止のポイント
- 親支援のポイント

「叩かない怒鳴らない」子育て  
をするために押さえないポイント

以下の状況になったとき。子どもに今して欲しいことは何でしょう。

A君は最近、お友だちのおもちゃを取って、トラブルを起こしてばかり。

今日も遊び始めると、早速おもちゃを独り占めして、友だちと取り合いになり、ケンカになりました。友だちが「貸して！」と言っても、「ヤダ！」と騒いで聞き入れず、持って逃げようとしています。

ワーク1

# ディスカッション

- 家族や親の背景の可能性は？



# しつけ・子育ての中の「ストレス反応」

- ・イライラする。
- ・語気を強める。
- ・思っていないことを、言ってしまう。

「うちの子じゃない」「出て行きなさい」

「あんたなんて、産まなければ良かった」



ストレスの  
爆発

場合によっては・・・

- 怒鳴り散らす
- 叩く、押す、投げる
- 脅かす、物を取り上げる
- 子どもを部屋に閉じ込める、食事を与えない
- 精神的苦痛を伴う制裁を与える(とうてい終わらない課題)

怒りは自分  
の中にある

イライラ

「何やってんの！！！」

親の気持ち

子どもの行動

ニコニコ

「またそんなことして～」

# 怒っている人は困っている人

## 怒りは第二次感情

くやし  
しさ  
悲し  
しさ  
虚し  
しさ  
疲れ



忙し  
さ  
不安  
心配  
絶望

★自分のイライラを減らす・回避する

→疲れ、忙しい、体調が悪い、生理前など、イライラが大きくなりやすい時を把握。可能なら対処(託児、仕事、家事)

# ストレスの爆発を逃がす 自分なりの方法を見つけておこう

- 大きく深呼吸する
- 数を数える
- 別の部屋やトイレに移動(子どもが安全な場所にいたら)
- 窓を開けて風に当たる
- 手を流水で流す。顔を洗う
- 鏡を見る
- 音楽をかける など



6秒待つ！

## ワーク2

以下の状況になったとき。子どもの気持ちは？

A君は最近、お友だちのおもちゃを取って、トラブルを起こしてばかり。

今日も遊び始めると、早速おもちゃを独り占めして、友だちと取り合いになり、ケンカになりました。友だちが「貸して！」と言っても、「ヤダ！」と騒いで聞き入れず、持って逃げようとしています。

## ワーク3

どんな大人になって欲しいですか？  
子どもに身につけて欲しいこと

「〇〇な人」 「〇〇できる人」

## ワーク4

そんな大人になって欲しいと思ったら。あなたは子どもに、どう接しますか。

A君は最近、お友だちのおもちゃを取って、トラブルを起こしてばかり。

今日も遊び始めると、早速おもちゃを独り占めして、友だちと取り合いになり、ケンカになりました。友だちが「貸して！」と言っても、「ヤダ！」と騒いで聞き入れず、持って逃げようとしています。

子育てには  
「母性的対応」と「父性的対応」がバ  
ランスよく必要と言われています。

母性とは？ 父性とは？

※母性≠母親、父性≠父親



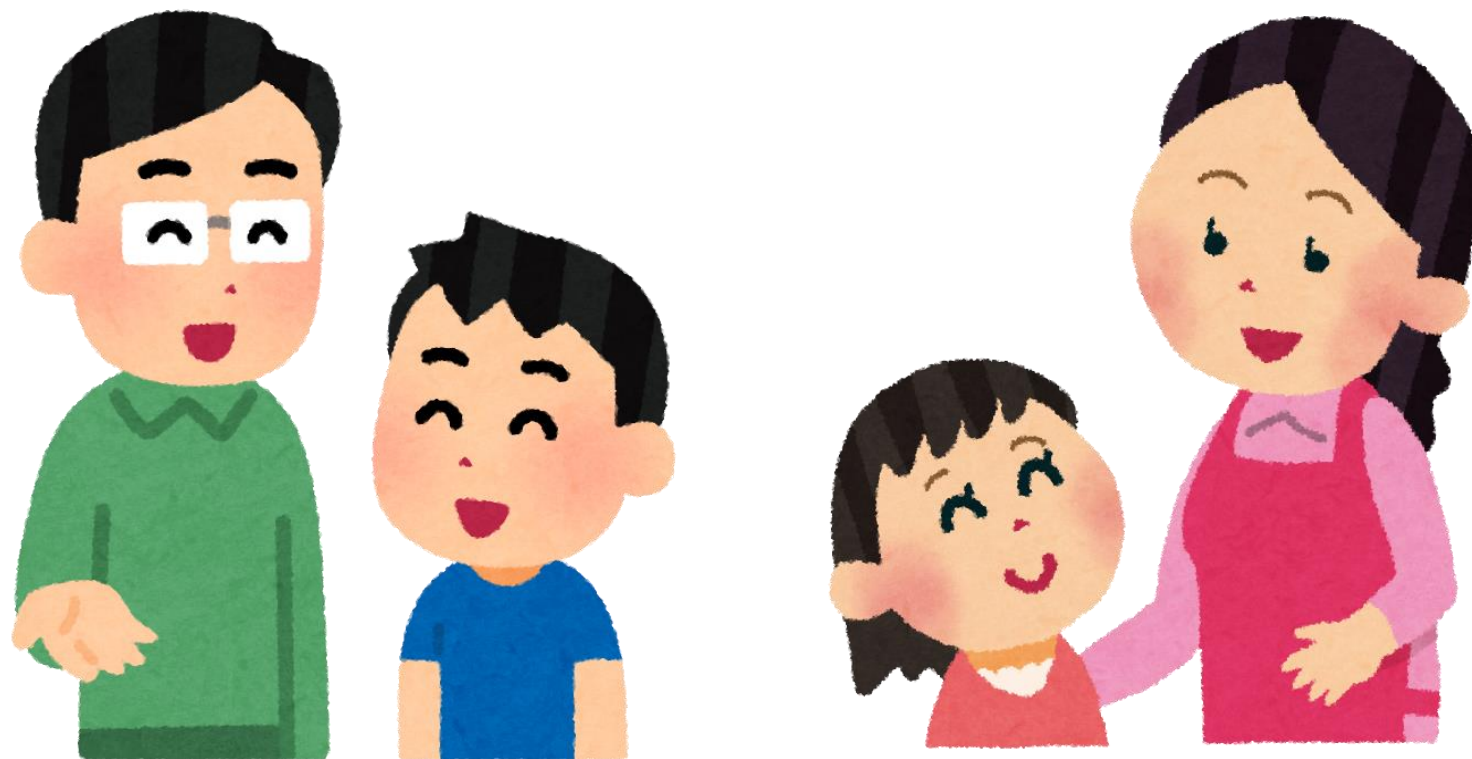
# 母性とは？

「ありのまま」を受け入れ温かさを与えること



# 父性とは？

規律、役割、義務、責任を教える



# 母性的な関わり

このおもちゃ、おもしろいよね。

このおもちゃで遊びたいね。

貸したくないんだ。

落ち着くまで待つ...

<わが子(当事者)の側に立った考え方>

やさしさ、寄り添い、待つ

# 父性的な関わり

「このおもちゃで、友だちも遊びたいんだって」

→友だちの気持ちを伝える

「どうしたらいいかな？」

→考えさせる。子どもの考えを聞く

「順番に遊ぶのはどうかな？」

「〇〇したら、一緒に遊べるかも」

「じゃあ、別な△△して、一緒に遊ぼう」

→解決方法の提案

＜状況を整理して、視野を広くした視点を与える＞

＜わが子も相手の子も尊重する考え方＞

# 子どもは？

ありのままを受け入れて欲しい！

- ・できても  
できなくてもわが子
  - ・成績が良くても  
良くなくてもわが子
  - ・いい子でも  
悪い子でもわが子
- …  
制限を付けずに  
受け入れる



# 自己肯定感が育つのは？

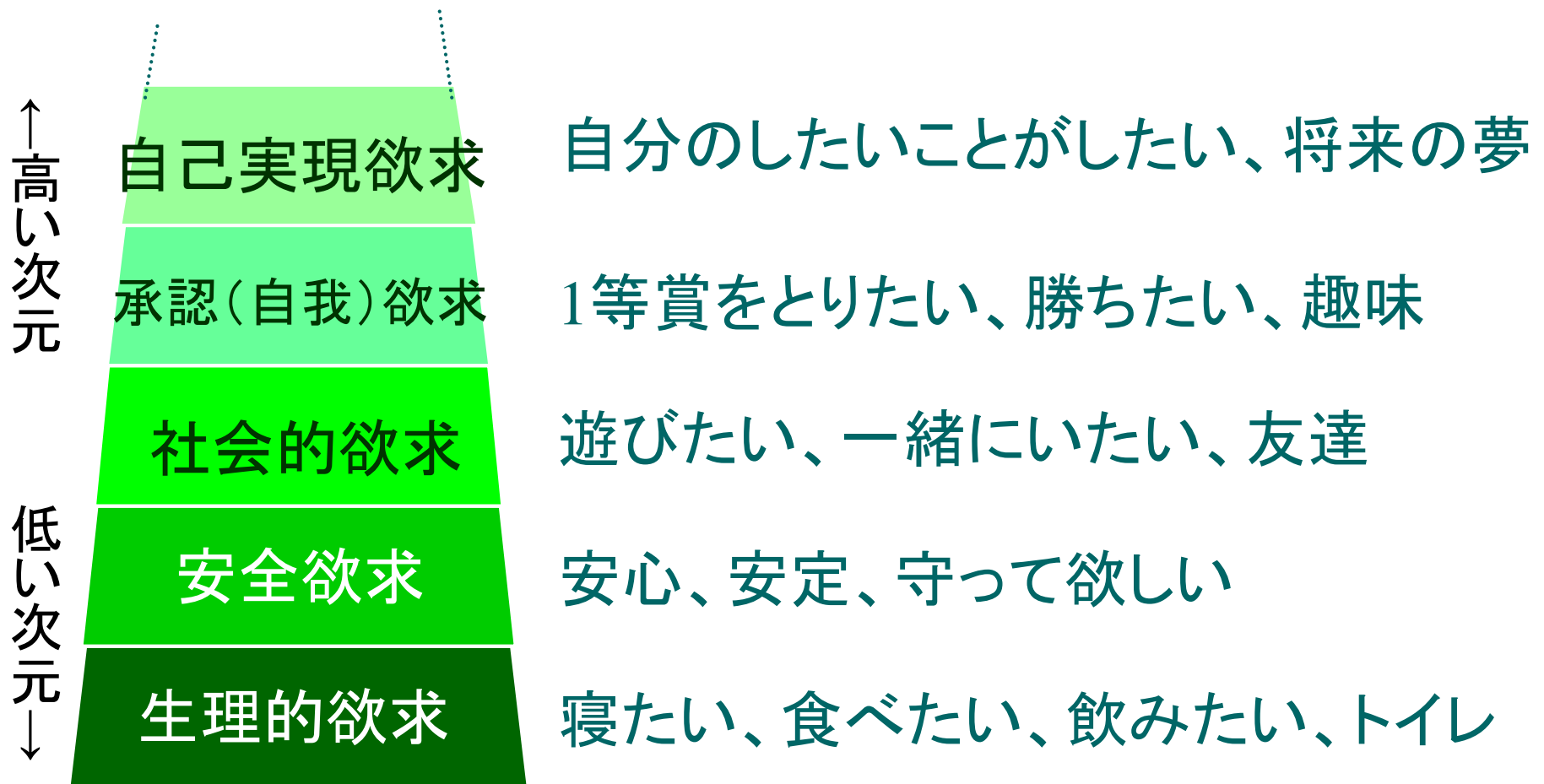
＜自分が行動しようとした時に、  
否定される、馬鹿にされる、罰  
を与えられることを恐れた時＞

- ・いらだち、怒り、恨み
- ・不安・怖い
- ・自信を失う
- ・受け入れられていない
- ・自分はダメな子だ
- ・自分を大切に思えない
- ・自尊感情が育まれない

＜認められたとき＞

- ・安心・安全
- ・親や保護者との信頼関係、結びつきがより強くなる
- ・自信をつける
- ・もっと新しいことに挑戦したい！
- ・自立した個人として、尊敬されることを感じる
- ・他者に対して、優しくなれる
- ・自尊感情の芽生え

# 「子どもの欲求」は下から積み重なっていく



【マズローの欲求段階説】 低次元の欲求が満たされないと、高次元の欲求はわいて来ない。

自己実現欲求は無限に広がり、これが生き甲斐にもなる。

# 子どもとの向き合い方を 親に伝えるためのヒント



～お世話しても泣きやまない～

# 赤ちゃんを泣きやませるアイデア

泣いても  
大丈夫  
だけど

- 抱っこ(最強)
- 胎内と同じ音を聞かせる、ビニール袋でガサガサ
- 歌を歌う
- 外を見せる、鏡で自分の顔を見せる
- うちわで風を送ってみる
- 泣いているときにインディアンみたいに、口を手でトン  
トン(「あわ～あわ～」となる)

<寝かしつけで着地失敗のとき>

- タオルでくるんで寝かせて、そのまま着地させる
- 一緒に寝転がって、そっと腕を抜く
- 日中ならベビーカーに乗せてお散歩。ドライブも好き

# 知恵を使って、「叱る！」を減らす

- ・赤ちゃんの場合は**環境を整える**
  - 「触っちゃダメ」と叱るより、触れないようにする
- ・指示や約束が守れない年齢は、「叱る」**要因を回避**
  - スーパーのお菓子売り場を通らない。個人商店を利用
  - おもちゃを危ない方法で使う(ビービー弾を人に当てるなど)なら、そのおもちゃは、しばらく親が保管
  - 常に取り合いになるおもちゃは、子ども1人だけの時に
- ・**見通しを伝える**
  - 「〇〇になったら帰るから、そろそろ片付けよう」
- ・子ども同士、**相談**させる・親と子どもで相談する
  - お互いを尊重して、折り合いをつける

# 「困った」を切り抜ける作戦

- ・「どっちがいいかな」作戦(選択肢を示す)

幼児は特に、自分中心。「人から指示されるのがイヤ！」ということが多い。

「〇〇しなさい」は指示

「〇〇と△△どっちがいいかな？」は選択

選択肢は叶えられるものだけ(出かける出かけないは、出かけなくてOKなら使う)

- ・「片付け競争だ！」作戦(モチベーションアップ)

おもちゃの片付けなど、ママがこっちをするから「競争だよ」と遊びを取り入れてみる

# しつけの「4ステップ」

1. まずはわが子の気持ちを受け止める

→自分の気持ちを言葉にする。

→行動の背景には理由がある

2. 相手の気持ち、ママパパの気持ちを伝える

→状況の整理。視野の拡大

3. 方法を考えさせる、またはアドバイスする

→成長に応じて、選択肢を示す、解決のヒントを与える

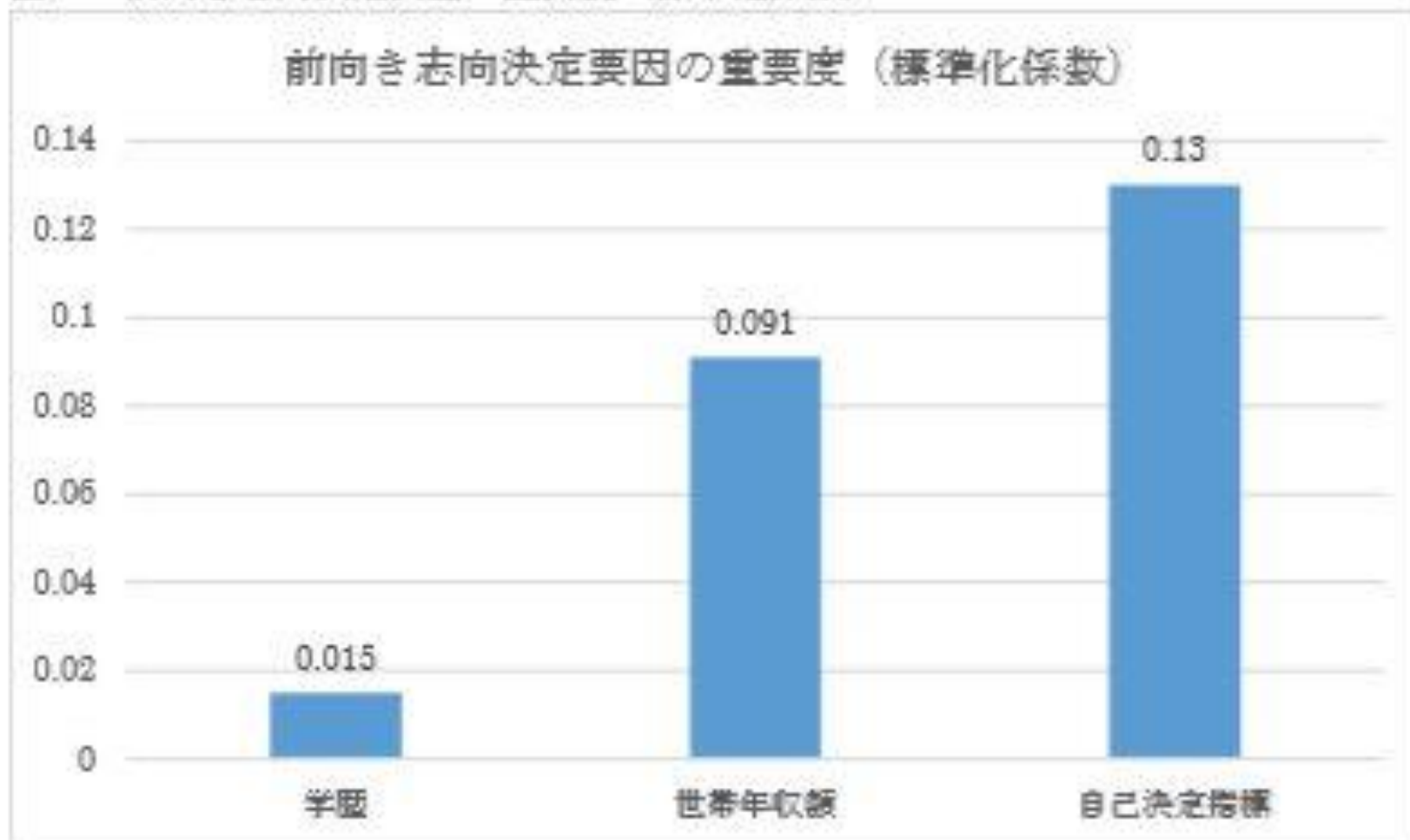
4. 子どもが自分で決めて動く！

→可能な場合は、できるだけ子どもに選択させる

# 「自己決定」は 幸せ度を大きくする

「時間」や「生き方」  
は自分がイニシア  
ティブを持つ

図9 前向き志向決定要因の重要度（標準化係数）



わが子にも周囲の子どもにも、  
**ポジティブ**に接する**2つ**のポイント

- 1 子どもも1人の人間として、尊重する
- 2 悪い行動を叱るより、いい行動をほめる

★しつけのために「叩かない」と決める

★子どもが自己肯定感を持って、自分と相手の気持ち  
を持ちを尊重し、自分で判断できるように

# 「しつけ」って、どういうことだろう？

「しつけ」は、仏教用語の「じつけ(習気)」  
から来ていると言われている



子どもが自分から、習慣的に行動すること



「親に言われてする」「親から強制的にやらせられる」  
「親から強制的にやめさせられる」ことではない

人間はほかと違うところに目がいてしまう生き物です  
ポジティブな考え方で子どもを見てみよう

<マイナス表現>

- 気が弱い
- メソメソしやすい
- わがまま
- 頑固
- 落ち着きがない
- 消極的
  
- ふざける

<ポジティブ表現>

- 気持ち優しい
- 感受性豊か
- 意思表示ができる
- 意志が強い
- 好奇心旺盛
- 控えめ。人のことを観察している
- 人を楽しませるのが好き



# ママの不安が強くなる時期

- 出産時

→妊娠中からの不安やストレス。義母・実母との関係...

- 産後すぐ(産後うつも関係)

→出産時のこと、自然分娩へのこだわり、母乳育児など、思い通りにならなかった

- 産後1カ月

→お祝いの波が終わり、社会から取り残された孤立感

- 子どもが2~3歳になったころ

→子どもが言うことを聞かない。オムツはずれがうまくいかない。

→できないのは母親のせい？自分の子育てに自信が持てない。

# 本日の流れ

- こども家庭庁 & 子ども基本法、体罰禁止について
- 子育ての現状とパパ育児、子どもの権利
- 子ども虐待について
- 子ども虐待防止のポイント
- 親支援のポイント

支援者として  
こんな場面でどうしますか？

# 次の3つの例から選んでディスカッション

- 何を聞きますか？
- 問題点・解決すべき課題は？
- どのようにアドバイスしますか？
- どこと連携 & つなげますか？

# 保護者からの訴えや子どもの様子に どう声をかけ対応しますか？

A 虐待を疑われる母親。

「子どもを抱きしめられない」

B 上に6歳になる男の子がいる。下の子が生まれてから、やってはいけないことをする。

「毎日イライラして、子どもを叩くことがあります」

C 「家に帰るとご飯を作らなきゃいけないから宿題の時間がない」という子

寄り添いながら、情報収集し、  
専門機関につなぐことが大事！

そして

「なぜ」そうしてしまうのかを聞く、引き出す、キャッチすることが解決の糸口になる

# 保護者に変わって欲しいとき

子どものために「もうちょっとこうして欲しい」

→ストレートに伝えると、親は責められているように感じる

## ★話を聞くときに

### ・まずは信頼関係を築く

「波長合せ」言葉、態度、表情、声質の一致

### ・認める&ねぎらうから入る

「頑張ってますね」「お子さん、元気に育ってますね」

「寝られていますか？」「ご飯食べられていますか？」

# A「子どもを抱きしめられない」

- 虐待・ネグレクトを心配
- 理由を丁寧に確認（パートナーからのDV・威圧）  
「どんな時？」「なぜ抱きしめられないの？」
- 親自身の背景（幼少期に虐待を受けているなど）
- 怒りのコントロールができない
- 自分に愛される子どもをずるいと思う  
（疲れ、満たされていない  
→親自身が愛され、心が整うことが大事）
- 連携とともに、必要に応じて心療内科などのカウンセリングが必要かも



# B「上の子に毎日イライラする」

- 虐待を心配
- 上の子にイライラする、愛せないことに困っている
- 状況や気持ちを丁寧に確認

「上の子にイライラしたり、叩きたくなるのはどんな時？」

- 叩くだけじゃなく、ご飯を食べさせない、閉じ込めが行われている可能性もあるかも？

(問い詰めず、心配なら流れの中で確認)

- 上の子の承認欲求もある

(6歳なので、子ども自身が進学への不安があるかも)

- 連携、子どもへの対応方法、親自身のリフレッシュやケアを提案。パートナーが無関心？

# C家に帰ると家事、宿題ができない

- <対応例> **ネグレクト、ヤングケアラー**を心配
- 今日だけ、または時々なのか。毎日なのか
- なぜそのような状況なのか？（親が不在？親が病気？経済的な理由？）
- 「そうなんだね。頑張ってるね」と共感しつつ、偉くていい子とだけ、捉えない
- 事実を聴く「誰が」「どういう状況か」
  
- すぐに言えないこともある。「話したくなったら教えてね」と伝える（無理に聞き出そうとすることはNG）

# 重い段ボール箱をどうやって運ぶ？

丸ごとだと重い

小分けにして運ぶ



助っ人を呼ぶ(パートナー、ママ友パパ友、支援者)  
道具を使う(制度を使う、ファミサポ、一時預かり...)

# 支援者であるみなさんに お願いしたいこと

- 子育てに「叩く」「怒鳴る」は不要という前提<揺らがない>で、ママパパをサポート
- イライラの爆発を逃すアイデアを伝える
- イライラの**そもそもの原因を紐解いて**、対処できることに気づきを与える
- 支援者や保育士・先生、親なども、守られることが大事(身を捧げない)自分を差し出すことで落ち着かせるのはNG

# 親支援のポイント

- ストレスや不安を受け止める
- 気持ち(意思)や状況を確認
- 情報を提供する
- **親が自分で決める・できる**(ように促す)



- 話を聞くだけで、親は気持ちの整理ができる
- どう育てるか、どうしていくのかは、ママやパパ自身が決めていくこと。自身で結論を持っている場合が多い
- ママも頑張っている大人の1人の女性ということを忘れないで
- 「支援」する時点で、相手より上に立っていることを意識する

# 支援者も、親への「共感」は必要 でも...

共感＝支持 共感≠支持 (別なもの)

「言うことを聞かないからイライラして、子ども  
を叩いてしまう」

共感:「そうですね。言うことを聞かないと、イライラ  
しますよね」(気持ちに寄り添う)

NG:「叩いても仕方ないですよね」

(叩かないで、子どもに対応していかれるよう  
に、子どもの気持ちを伝えたり、方法案をアドバ  
イス)

# 児童相談所などにつないだ方が いいと思ったとき

- できるだけ、ママに了解を取る

「とても心配している。だから、行政機関に伝えたいと思っている。相談や支援を受けやすくなるので、伝えることを了解して欲しい」

- ママの了解を得られない。明らかに虐待傾向

→事務局にも相談

→通告は国民の義務。通告は支援の第一歩。

→守秘義務は守られる(しかし支援者しか知りえない情報もあるが、子どもの命や健康的な成育には代えがたい。ママへの行政サポートの開始にもなる)

# 仲間につなげる

## <ピアグループ>

- 虐待した親の会
  - 低出生体重児の会
  - アトピーの子の親の会
  - 双子の会
  - 多胎児の会
  - 発達障がいの親の会 など
- ★自治体に確認
  - ★大きな病院に聞く
  - ★ネットで探す

専門家の言葉よりも、共感と安心を感じる場合も<sub>96</sub>



# 地域の相談先を確認して リストアップしておこう

- 子ども家庭支援センター、保健所
- 子育て地域包括支援センター
- 子ども虐待、子どもに関する相談：児童相談所
- DV：男女共同参画または福祉センター  
→緊急の場合はシェルター避難も
- 発達障害など：療育相談センター（子どもの心身の健全な発達や、障害のある方の障害の軽減と自立を支援するための施設）
- シングル：福祉事務所（母子自立支援員）

★つなぎ先がわからない場合は、自治体へTEL！

# つなぐとき、つながるとき

- 困っている人に他機関の窓口を紹介するとき  
「〇〇部署に」でなく、できれば「〇〇部署の△△さん」に
- 言葉を合わせて具体的に  
＜連携、見守り、情報共有、対処...＞  
「見守りましょう」でなく、「〇〇さんが、〇〇を確認して、〇〇で共有しましょう」



# 児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)

- ・24時間つながります。
- ・「虐待かな?」と思ったら、児童相談所や市区町村へ相談を。
- ・虐待から子どもを守ることにになります。  
一刻も早く子どもを救わなければならない場合もあります。
- ・虐待でなかった場合でも、困っている親へのサポートの開始につながります。
- ・通告・相談は匿名でできます。  
通報・相談の内容および個人の秘密は守られます。

## ★緊急は110番

出産・子育て、子どもの福祉に関する  
悩みや質問は市区町村の窓口へ  
または「児童相談所相談専用ダイヤル」  
「0120-189いちはやく-783おなやみを」

親子のための  
相談LINE



# 忙しい親として心がけたい 子どもとの時間

子育てしていると時間に追われることも。だからこそ、  
「あのね...」の時間をあえて作る。

- 手をつないで、保育園・幼稚園から帰る。
- 家事を隣に並んで手伝ってもらう。
- 並んでテレビを見る。...



何気ない時間は、子どもが、ふと自分のことを話したくなる時間。(SOSは、面と向かっては出しにくい。話しにくい)

# 家事と子どもとの遊びを融合しよう

- 洗濯と一緒にたたむ  
→園のハンドタオルなど小さなものから
- サラダ作りを手伝ってもらおう  
→レタスをちぎったり、きゅうりやトマトを盛り付け

子どもも  
戦力！

お手伝いは、  
子どもにとって  
クリエイティブな遊び  
しかも  
子どもの生きる力になる！



# 玉ねぎをむく2歳2カ月くん



小さくてもコミュニケーションが  
取れる、ちゃんと考えている



# 子どもを人の中、地域の中で育てよう！



- ・ご近所には、もちろんあいさつ
- ・顔見知りになることは防災・防犯の、セーフティネット
- ・近所の人には、ほめてくれる&成長を喜んでくれる！



# 赤ちゃんに笑顔を向けよう！



- ・知り合いの赤ちゃんは、抱っこさせてもらおう！
- ・電車で赤ちゃんが泣いていることに反応するときは、にっこりと振り向いて
- ・泣いている赤ちゃんを見かけたら、いないいないばーとかして、あやしてみよう
- ・階段で困っているベビーカーの親子を見たら、運ぼう
- ・子どもをあやす小道具(シールや折り紙)をカバンに！



さら助産院「赤ちゃんバスツアー」  
2023年

# 「子ども1人育てるのに 村人全員が必要」 アフリカのことわざ

医師、看護師、助産師、  
保健師、  
保育士など  
専門職



地域の  
子育て支援者



ママ友

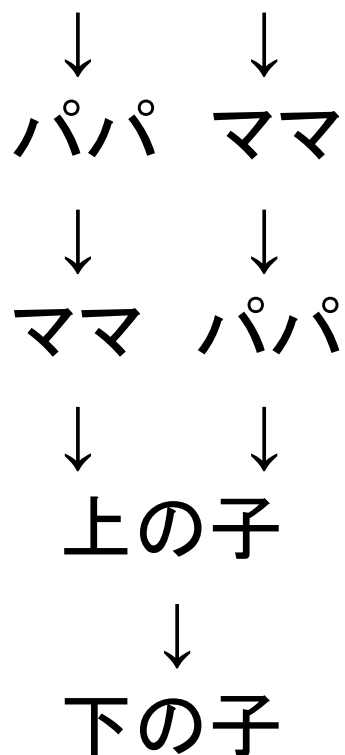


祖父母



# 愛情は シャンパンタワー のように注ごう

保育者・子育て支援者



# 「愛の鞭ゼロ作戦」 子育ての5つのポイント

厚生労働省  
2017年作成

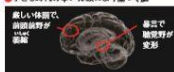
- 子育てに体罰や暴言を使わない
- 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- 爆発寸前のイライラをクールダウン
- 親自身がSOSを出そう
- 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

**体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。**

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、脳に様々な変化を生じていることが報告されています。脳は「争の場」に慣れたとしても、子どもには見えない大きなダメージを与えているかも知れないのです。

●子ども時代の辛い体験により脳づくろ

●悪い体験で、情緒不安定が原因



●優しい体験により、情緒安定（社会生活に備えて必要な脳回路）の回路が強化される

●暴言で、認知力が低下

●言葉の暴力により、情緒不安定（声や音を覚える脳回路）が強化される

※脳：東京大学 脳神経科学研究所

---

**体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。**

罰による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いについて、約16万人の子どものデータに基づく分析が行われています。その結果、罰による体罰を受けた子どもは、次のグラフのとおり「望ましくない影響」が大きくなるということが報告されています。

●【罰による体罰】の影響

項目	罰を受けた子ども	罰を受けない子ども
ネガティブな感情	高	低
精神的健康（成人後）	悪	良
社会的スキル（成人後）	低	高
経済的自立（成人後）	低	高
身体的健康（成人後）	悪	良
学業成績（成人後）	低	高

※成人後のデータを用いたグラフを作成  
（Smith et al., Oregon State Univ., 2014）

幼児期の体罰によって、子どもが親への信頼や愛情が薄れ、うつ・不安・多動など精神的な問題を誘発することがあります。罰の人も傷つくなどの社会的な行動も期待できず、感情的に押しやぐりやすい状態になる可能性があります。その影響は幼少期にとどまらず、成人になっても継続して残ります。

※罰による体罰を受けた子どもは、成人になっても認知力が低下します。（Smith et al., Oregon State Univ., 2014）

---

**罰に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！**

国際「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の厳禁を求めています。

---

**子育ての悩みがあるときは、最寄りの市町村の子育て相談窓口または児童相談所全国共通ダイヤル「189」にご連絡ください。**

---

平成26年度 厚生労働科学研究補助金 子育て支援政策総合研究事業  
【子育て支援政策の推進に向けた自治体の取組の強化に関する研究】（研究代表者： 立花 文子）  
【子育て支援政策の推進に向けた自治体の取組の強化に関する研究】（研究代表者： 立花 文子）  
【子育て支援政策の推進に向けた自治体の取組の強化に関する研究】（研究代表者： 立花 文子）



2020年  
3月作成

# 「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」

## こども家庭庁サイトから啓発ツールを ダウンロードして使えます！

### なぜ体罰等は いけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

### しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正面をさせた
- 宿題をしなかったので責めをあたえた

▶▶▶ 全て体罰です。

原簿に掲載はしつこく子どもを怒らせたといった子どもを保護するたのめは体罰とは見なされません。

### 子育ては いろいろな 人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受け取ることも重要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていく必要があります。

### 子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもにも同じです。
- 子どもも人間の主体であり、全ての子どもには、豊かに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに豊かに育成することに、一層の責任を負います。

詳しくは

「体罰等によらない子育てのために  
～みんなで育児を支える社会に～」  
<https://www.hiro.jp/horoni/>

ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと  
思ったら

189

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル  
（24時間受付）

児童労働  
相談ダイヤル  
（24時間受付）

児童虐待  
相談ダイヤル  
（24時間受付）

児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル  
（24時間受付）

### 体罰等によらない 子育てを 広げよう！

2020年  
4月から  
法律が  
変わります！

### みんなで育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

### 体罰等によらない子育てのための 工夫のポイント

体罰等によらないと分かっていてもいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介しましょう。

#### POINT 01 子どもの気持ちや考えに 耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたいという体験によって、子どもは、気持ちが高鳴り、大切にされていると感じたり、大切にされていないと感じたりします。
- 子どもに聞いてあげてくれたり、相談をしながら、どうしたらよいかと一緒に考えましょう。

#### POINT 02 「言うことを聞かない」 にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、変わっていることを子どもが理解できている、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つことは自分自身でコントロールすることはできません。言葉が通じない場合、今はそれ以上言う必要はない……というのの一つです。

#### POINT 03 子どもの成長・発達によっても 異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあるかもしれません。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。

#### POINT 04 子どもの状況に応じて、 身の周りの環境を整えてみましょう

- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分でできるように環境作りを工夫してみましょう。

保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな行動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、疲労感など、自分自身のことが関係しているのか振り返っていきましょう。

#### POINT 05 注意の方向を変えたり、 子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能な限り待つことも一案です。同じくれば、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてほしいです。
- 子どもが好きなことや楽しんでいること、子どもがやる気が増す方法を観察してみましょう。

#### POINT 06 肯定文でわかりやすく、 時には一緒に、お手本に

子どもに伝えるときは、「ここでは歩いていい」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づく、落ちついた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におしゃべりを片付けよう」と共に行動したり、やり方を示したり取り返すのもいいでしょう。

#### POINT 07 良いこと、できていることを 具体的に褒めましょう

子どもがよい態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育てることにもなります。

- 結果だけでなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。

# 「たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。」

厚生労働省  
2021年作成

たたかれていい  
子どもなんて、  
いないんだよ。



## 子どもがもっている権利

たたかれたり  
ひどいことを  
言われない



元気に・健康に  
毎日をすごして  
成長する



保護者の人から  
育てられる  
守ってもらえる



自分の意見を言う  
話を聞いて  
もらえる



これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。  
誰からも、この権利を奪われることがあってはいけません。

おうちの人や大人の人から、たたかれたり、ひどいことを言われたりしたら、「一人で悩まない。  
なにか心配なことがあったら、信頼できる大人の人に相談してみよう。  
あなたの力になりたいと思っている人は、たくさんいるよ。」

電話でも相談できます



実  
行  
方  
針  
を  
ま  
も  
る

児童相談所  
受付日中ダイヤル

189

児童相談所  
相談専用ダイヤル

0120-189-783

CEG 0263-64008754747  
https://www.mhlw.go.jp/hokoku/



- ・おうちの近くの児童相談所に電話がかかります。
- ・電話をするとき、あなたの名前を言わなくても大丈夫。
- ・あなたのことや内容に関する秘密は守ります。

## 体罰は、法律で禁止されています。



「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、  
こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。



たたく・ける



長時間の正座



どこかに  
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。



無視される



きょうだいと  
比べてけなす



産まれてきたこと  
を否定される

どんなに大好きな相手でも、こんなことをされたら、痛くて、悲しくて、つらいですよ。  
でも、大人も悩んだり、怒ったり、いやなことがあって落ち込んだりすることもあります。  
だからといって子どもに体罰などをあたえることは、ゆるされることではありません。  
あなた自身やお友達が「体罰や暴言を受けているかも?」と思ったら、  
信頼できる大人の人に相談してみよう。  
あなたの力になりたいと思っている人は、たくさんいるよ。



# 参考図書



『感情的にならない子育て』  
かんき出版



『こんなときどうしたらいいの? 感情的にならない子育て』  
かんき出版



『男の子に厳しいしつけは必要ありません!』  
KADOKAWA